

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ

基本的考え方

- 第1次安倍内閣時の改革を推進・加速。
- 独法本来の趣旨(行政本体:企画立案部門、独法:実施部門)に立ち返り、スリム化・効率化。「民でできることは民で」の視点を貫徹。
- 各法人の長の差配の下、自主性を発揮しながらその特性に応じ機動的、弾力的な業務運営。そのため、企業的経営手法を最大限導入。

具体的な見直し

① PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

各法人内での自律的なPDCAサイクルに加え、主務大臣の下での政策のPDCAサイクルを強化するため、主務大臣が法人に的確かつ明確な目標を付与し、業績評価を行うとともに、第三者が外部から点検する仕組みを導入する。

② 法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入

監事の機能強化など内部規律の充実を図るとともに、主務大臣によるガバナンスを整備することにより、効率的かつ迅速適正な業務運営を実現する。

③ 財政規律、報酬・給与等の見直し及び情報公開の充実

予算の透明性・説明責任を向上させるとともに、自己収入増加や経費節約へのインセンティブが機能するよう見直す。また、給与水準の適正化や業績評価の給与への反映の促進、情報公開の充実を図る。

④ 法人の特性を踏まえた法人の整理と類型化

「民でできることは民で」という基本的考え方に立ち、組織の在り方を見直すこととし、廃止、民営化、他の主体への業務移管などを検討する。

法人の特性等を踏まえ、中期目標管理を行う法人(一定の自主性・自律的裁量、3～5年の中期目標)と単年度管理を行う法人(国との密接な連携、年度目標)に分類し、各分類に則したガバナンスを構築する。

更に中期目標管理を行う法人については、事務・事業の特性を踏まえて類型化し、各法人共通の規律を前提とした上で、法律上の措置のみならず、運用面まで含めた類型ごとの規律を構築することにより、政策実施機能を最大限向上させるとともに、組織ガバナンスの強化を図る。また、国からの支出・財源措置の在り方、不要資産の有無等を検討する。